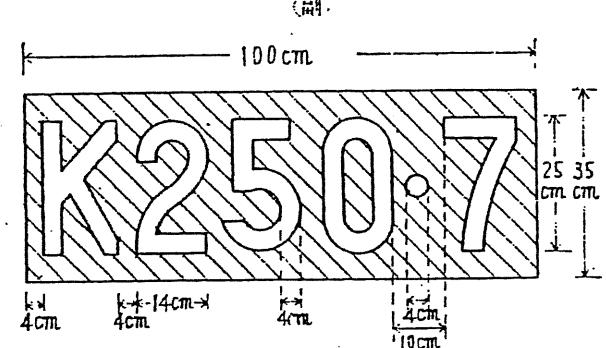
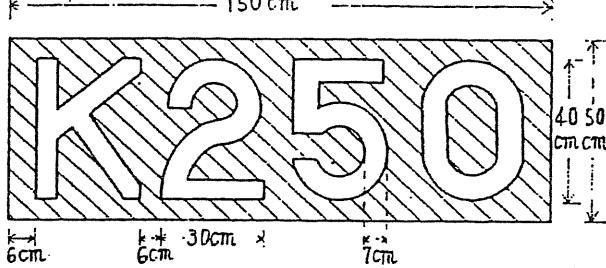


(b) 韓國側書簡



- (1) 漁業に関する情報及び技術を交換すること。
 (2) 漁業専門家及び技術者を交流させること。
 本記の了解を日本国政府に代わって確認される閣下の返簡を受領したときは、大韓民国政府は、この書簡及び閣下の返簡が前記の協定の効力発生の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなします。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名悦三郎 閣下

外務省長官 李 東 元

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(韓國側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、前記の了解が日本国政府の了解でもあること並びに日本国政府が閣下の書簡及びこの返簡が前記の協定の効力発生の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことを確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名悦三郎

外務大臣臨時代理

大韓民国外務部長官 李東元 閣下

○外務省告示第二百五十五号

昭和四十年六月二十二日に東京で署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定が署名された際、次のとおりの公文の交換が行なわれ、かつ、合意された。よつて、同協定は、その第四条の規定に従い、同日に効力を生じた。

昭和四十年十二月十八日

外務大臣臨時代理

内閣総理大臣 佐藤 栄作

○外務省告示第二百五十六号

昭和四十年六月二十二日に東京で財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定が署名された際、次のとおりの公文の交換が行なわれ、かつ、合意された。よつて、同協定は、その第七条の規定に基づいて次のとおり合意することを提案いたします。

昭和四十年十二月十八日

外務大臣臨時代理

内閣総理大臣 佐藤 栄作

(第一議定書の実施細目に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」という。)の第一議定書(以下「議定書」という。)に言及する光榮を有します。日本国政府は、両国政府が議定書第七条の規定に基づいて次のとおり合意することを提案いたします。

I 実施計画

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名された大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定に言及し、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光榮を有します。

両国政府は、両国の漁業の発展と向上を図るために、技術及び経済の分野においてできる限り相互に密接に協力するものとする。

この協力のうちには、次のことが含まれます。

(b) 第一年度の実施計画は、協定の効力発生の日から六十日以内に決定される。このため同年度の実施計画は、できる限りすみやかに日本国政府に提出される。

実施計画は、当該年度中に大韓民国による譲渡が予定されて、日本国の生産物及び日本人の役務を掲げるものとする。

4 実施計画は、両政府間の合意により修正する」とがである。

II 許約

1 譲定書第三条1の契約は、日本円で通常の商業上の手続によつて締結されるものとする。

2 譲定書第三条2の契約(以下「契約」という。)の実施に関する責任は、譲定書第五条1の使節団(以下「使節団」という。)又は大韓民国政府の認可を受けた者及び譲定書第三条1の日本国民又は日本国の法人で、契約の当事者であるのみが負ふものとする。

3 譲定書第三条3の適用上、商事仲裁委員会とは、契約のいずれか一方の当事者が仲裁への付託を要請した場合における他の当事者が居住する国にある商事仲裁機関をい。

III 支払

1 大韓民国政府は、日本国の法律に基づき外國為替公認銀行として認可され、かつ、日本国民によつて支配されている日本国の銀行のうちから、譲定者の実施に関する業務を行なう銀行を指定する。

2 使節団又は大韓民国政府の委任をうけた機関(以下「機関」という。)は、1に規定する指定銀行と取扱を行ない、大韓民国政府に対しその取扱の内容を通告するものとする。特別勘定は、

3 利子を附さないものとする。使節団又は機関は、契約の規定に基づいて支払の義務が生ずる期日前に十分な余裕をもつて、支払額、2の指定銀行のうち支払が行なわれるべき銀行(以下「銀行」という。)の名称及び使節団又は機関が関係契約者に支払を行なうべき期日を記載した支払請求書を日本国政府に送付するものとする。

4 日本国政府は、支払請求書を受領したときは、使節団又は機関が関係契約者に支払を行なうべき期日前に、銀行に請求金額を支払うものとする。

5 日本国政府は、また、譲定書第三条4の規定に従つて両政府が合意する供与に係る支払を、4に定めると同様の方法で、行なうものとする。

6 4及び5の規定に基づいて日本国政府が支払う金額は、特別勘定に貸記するものとし、他のいかなる資金も、特別勘定に貸記されないものとする。特別勘定は、3及び5の目的のためにのみ借記を行なうものとする。

7 使節団又は機関が特別勘定に貸記された資金の全部又は一部を契約の解除その他によつて引き出さなかつた場合には、未払金額は、両政府間の協議により3及び5の目的のための支払に充てられるものとする。

8 特別勘定から支払われた金額の全部又は一部が使節団又は機関に返還された場合には、その返還された金額は、6の規定にかかわらず、特別勘定に貸記するものとする。その返還された金額は、

9 両政府間の協議により、3及び5の目的のための支払に充てられるものとする。

10 譲定書第四条2の規定の適用上、「支払を行なつた時」とは、支払が日本国政府により銀行に対しても行なわれた時をい。

11 日本国が譲定書第四条2の規定に従つて大韓民国に供与したものとみなされる生産物及び役務の額の決定に當つては、日本円で支払われた金額から換算される合衆国ドルの等価額が計算の基礎となるものとする。前記の換算に用いられる為替相場は、日本国政府が正式に決定し、かつ、国際通貨基金が同意した日本円の合衆国ドルに対する平価で、次に掲げる日に適用されているものとする。

(a) 契約に関する支払の場合には、日本国政府が当該契約を認証した日
 (b) その他の場合には、各場合につき両政府間で合意する日。ただし、合意した日がないときは、日本国政府が支払請求書を受領した日とする。

IV 使節団
 大韓民国政府は、契約に関する使節団を代表して行動する権限を与えたる使節団の長その他の職員の氏名を日本国政府に隨時通知するものとし、日本国政府は、その氏名を日本国の官報で公示するものとする。この使節団の長その他の手続細は、両政府の当該の間で合意するとの了解の下に、提案する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

大韓国外務部長官 李東元閣下
 (韓国側書簡)
 (訳文)

大韓国外務部長官 李東元閣下
 (日本側書簡)

日本側書簡

本長官は、閣下の書簡にて述べられた提案に本國政府に代わつて同意し、閣下の書簡及びこの返簡を、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する大韓民国と日本との間の協定の第一譲定書の実施に関する細目にについての両国政府間の合意を構成するものとみなすことによ意する光榮を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

本長官は、閣下の書簡にて述べられた提案に本國政府に代わつて同意し、閣下の書簡及びこの返簡を、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する大韓民国と日本との間の協定の第一譲定書の実施に関する細目にについての両国政府間の合意を構成するものとみなすことによ意する光榮を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

九百六十五年六月二十二日に東京で

日本国外務大臣 植名悦三郎
 (日本側書簡)
 (請求権協力協定第一条1(b)の規定の実施に関する交換公文)

外務部長官 李東元

日本側書簡

日本国外務大臣 植名悦三郎閣下
 (日本側書簡)

本長官は、閣下の書簡をもつて答へました。本大臣は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」という。)第一条1(b)の規定の実施に關し、両国政府が次のとおり合意することを提案する光榮を有します。

1 協定第一条1(b)に定める貸付けは、大韓民国政府と海外経済協力基金との間で締結されたことによる借款契約及び事業別の事業計画合意書に基づき行なわれる。

2 両政府は、1にいう借款契約及び事業計画合意書には次の諸条件が含まれることになることを解する。

(a) 貸付けの実行は、合理的な程度に年々均等に配分して行なわれる。

(b) 元金の償還期間は、それぞれの事業計画合意書の効力発生の日から六箇月後に始まる七年の据置期間を含む二十年の期間とし、金利は、年三・五パーセントとする。

(c) 元金の償還は、十四回の継続した均等年賦によつて行なわれ、利子の支払は、貸付けの実行の日以後の元金の臨時の未償還残高について半年ごとに行なわれる。

(d) 貸付けの額は、日本円で貸付けられた額から換算される合衆国ドルの等価額を基礎として計算され、その換算に用いられる為替相場は、日本国政府が正式に決定し、かつ、国際通貨基金が同意した日本円の合衆国ドルに対する平価で、それぞれの事業計画合意書の効力発生の日に適用されているものとする。

(e) 元金の償還及び利子の支払は、交換可能な日本円で行なわれる。

3

両国の財政事情及び海外経済協力基金の資金事情によつては、合意により2回にいと償還期間が延長されることがある。

4 海外経済協力基金は、貸付け及びそれから生ずる利子につき又はそれらに関連して課される大韓民国の租税その他の課税金を免除される。

5 諸政府は、大韓民国政府が提示する貸付けの対象となる事業及びこの年度実施計画を決定するたゞめ毎年協議を行なう。

本大臣は、さるに、この書簡及び前記の提案の貴國政府による受諾を確認される閣下の返簡を、協定第一条1(b)の規定の実施に関する事項に關する日本國政府と大韓民国政府との間の合意を構成するものとみなし

ことを提案する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日に東京

大韓民国外務部長官 李東元閣下

(韓国側書簡)

(訳文)

（日本側書簡）

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日に東京

大韓民国外務部長官 李東元

(日本側書簡)

（日本側書簡）

本大臣は、閣下の書簡に述べられた提案に本国政府に代わつて同意し、さらに、閣下の書簡及びこの返簡を、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本國と大韓民国との間の協定第一條2の合意を構成するものとみなすこととに同意いたしました。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

(韓国側書簡)

（日本側書簡）

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

外務部長官 李東元

(日本側書簡)

（日本側書簡）

本大臣は、閣下の書簡に述べられた提案に本国政府に代わつて同意し、さらに、閣下の書簡及びこの返簡を、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本國と大韓民国との間の協定第一條2の合意を構成するものとみなすこととに同意いたしました。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

(韓国側書簡)

（日本側書簡）

(1) 同条1にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、この協定の署名の日までに大韓民国による日本漁船のだ捕から生じたすべての請求権が含まれており、したがつて、それらのすべての請求権は、大韓民国政府に対して主張しえないこととなることが確認された。

(2) 協定第三条に關し、
同条3にいう両国政府のそれぞれが選定する国及びそれらの国の政府が協議により決定する第三國は、日本国及び大韓民国の双方と外交関係を有する國のうちから選ばれるものとすることに意見の一一致をみた。

(3) 第一議定書第二条1に關し、
韓国側代表は、協定第一条1の規定に基づく供与又は貸付けにより行なわれる事業の遂行上必要であると予想される大韓民国の国内資金を確保するため、大韓民国は、日本国政府が一億五千萬合衆国ドルに等しい円の額をこえる資本財以外の生産物を供与することを期待する旨を述べ、日本側代表は、これに対し考慮を払う用意がある旨を答えた。

(4) 日本国が供与する生産物は、武器及び弾薬を含まないものとすることに意見の一一致をみた。

(5) 第一議定書第二条2に關し、
外國為替上の追加の負担が日本国に課される場合とは、当該生産物を供与するため、(i)特に高い外貨負担が必要とされる場合、及び(ii)同等の品質の日本国の生産物による代替するため、輸入品又は独立の機能を有する輸入機械部品の購入に当たつて外貨負担が必要とされる場合をいふことに意見の一一致をみた。

(6) 第一議定書第三条に關し、
同条1につき、韓国側代表は、契約の締結が日本国内で行なわれること、及びこの契約の締結とは署名を意味し、署名にいたるまでの入札、公告その他の行為については、大韓民国政府（調達店）が行なう場合は原則として大韓民国において、その他の場合は大韓民国又は日本国において、これらの行為が行なわれることを了解すると述べ、日本側代表は、これに対し異議がない旨を答えた。

(7) 同条2の契約であつて、輸送、保管又は検査のような附随的役務の供与を必要とし、かつ、そのための支払が第一議定書に従つて行なわれることとなつてゐるのは、すべて、これらの役務が日本国民又は日本国の法人によつて行なわれるべき旨の規定を含まなければならぬことが了解された。

(8) 第一議定書第六条4に關し、
日本国により供与された生産物が加工（単純な組立加工又はこれと同程度の加工を除く。）又は兩政府間で合意されるその他の処理を加えられた後大韓民国の領域から輸出された場合には、同条4の規定は適用されないものとすることに意見の一一致をみた。

(a) 同交換公文2(b)の事業計画合意書の効力発生の日とは、事業計画合意書に別段の規定がある場合を除くほか、それぞれの事業計画合意書の署名の日を意味することが了解された。
(b) 同交換公文2(c)の交付の実行の日とは、日本側の輸出者と大韓民国側の輸入者との間で締結される契約の定めるところに従つて、海外経済協力基金が、大韓民国政府の勘定に借記する日であることが確認された。

千九百六十五年六月二十二日に東京で

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録

日本国政府代表及び大韓民国政府代表は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」といふ。）及び関連文書に関する問題の了解に到達した。

1 協定第一条に關し、

同条1(a)ただし書の規定により各年の供与の限度額が増額される場合には、その増額は、各年の供与の限度額から順次くり上げることにより行なわれることが了解された。

2 第一議定書第六条に關し、
供与の限度額から順次くり上げることにより行なわれることが了解された。

3 第一議定書の実施細目に關する交換公文に關し、
契約から又はこれに関連して生ずる紛争は、当該契約の一方の当事者の居住する國に商事仲裁機関が設立されていないときは、同交換公文2(c)の規定にかかわらず、他方の当事者が居住する國にある商事仲裁機関に付託されることが了解された。

千九百六十五年六月二十二日に東京で

（商業上の民間信用供与に関する交換公文）

（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたしました。本大臣は、日本国の国民が大韓民国の政府又は国民に対し行なう商業上の民間信用供与に關して兩国政府の代表者間で到達した次の了解を確認する光榮を有します。

1 三億合衆国ドル（三〇〇〇、〇〇〇〇ドル）の額をこえる商業上の基準による通常の民間信用供与が、日本国の国民により締結されることがある適当な契約に基づいて、大韓民国の政府又は国民に對し行なわれることが期待され、これらの信用供与は關係法令の範囲内で容易にされ、かつ促進されるものとする。

2 1の供与には、九千万合衆国ドル（九〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇ドル）の額に達することができるための支払が第一議定書に従つて行なわれることとなつてゐるのは、すべて、これらの役務が日本国民又は日本国の法人によつて行なわれるべき旨の規定を含まなければならないことが了解された。

本大臣は、さらに、この書簡及び前記の了解を確認される國下の返簡を兩政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて國下に向かつて敬意を表します。

E · S ·
T · W · L ·

日本国外務大臣 椎名虎三郎

（韓国側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日付けの國下の次の書簡を受領したことと確認する光榮を有します。（日本側書簡）

本長官は、さらに、前記の了解を確認し、かつ、國下の書簡及びこの返簡を兩政府間の合意を構成するものとみなすことと同意する光榮を有します。本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて國下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日に東京で

外務部長官 李 東 元

E · S ·
T · W · L ·

日本国外務大臣 椎名虎三郎

政府刊行物普及販売所一覧

政府刊行物についての御相談、御注文は下記にお申し出で下さい。

◎政府刊行物サービス・センター(印刷局直営)

東京・霞ヶ関	東京都千代田区霞ヶ閣2の1
東京・大手町	東京都千代田区大手町1の5(国際電電ビル内)
大阪府	大阪市東区大手町之町(大阪合同庁舎1階)
名古屋	名古屋市中区南外堀町6の1
福岡	福岡市舞鶴2丁目5番25号
札幌	札幌市北三条西四丁目(第1合同庁舎地内)

電話	東京(591) 1924 - 1925
電話	東京(211) 5570 - 7095
電話	大阪(942) 1681 - 2
電話	名古屋(971) 9205 - 9341
電話	福岡(76) 6201 - 6202
電話	札幌(25) 7553 - 7557

◎政府刊行物サービス・ステーション(印刷局指定常備委託店)

(名 称)	(所 在 地)	(電 話)	(振替番号)
札幌	札幌市北三条西7丁目1番地	札幌(22) 0975	小樽 13995
森	青森市大字米町119	青森(2) 3611	仙台 31390
岡	盛岡市南大通1丁目16の2号	盛岡(2) 2984	盛岡 255
台	仙台市第一番丁90番地	仙台(22) 9322	仙台 9475
田	秋田市大町2の17	秋田(2) 2129	秋田 300
形	山形市本町2丁目4の11号	山形(2) 2150	山形 150
島	福島市大町56	福島(2) 0161 - 2	郡山 249
戸	水戸市泉町1033	水戸(2) 2047	東京 5441
宮	宇都宮市鉄炮町3234	宇都宮(3) 2732 - 3533	宇都宮 558
前	前橋市曲輪町2	前橋(2) 6216	東京 134340
船	熊谷市本町2の2866	熊谷(21) 0400	東京 36201
橋	船橋市本町2の1667	船橋(22) 2228	東京 196171
横	横浜市中区北仲通1の7	横浜(20) 3857 - 9	横浜 12493
浜	東京都千代田区神田錦町1の2	東京(292) 1601 - 6	東京 87035
京	東京都渋谷区神宮通り1の4	東京(463) 0512	—
谷	東京都豊島区池袋2の1157	東京(984) 1101	東京 95618
橋	新潟市古町通六番町	新潟(22) 2440	新潟 993
東	新潟市中央通2丁目5の6	新潟(21) 4938	金沢 6001
京	金沢市片町56の2	金沢(21) 6136	金沢 31
港	福井市佐佳枝町3の220	福井(24) 0112	金沢 7848
池	甲府市中央4丁目2の18	甲府(5) 2201	甲府 333
新	長野市大門町56の1	長野(3) 3185	長野 124
富	岐阜市笠土居町25	長岐(2) 2767	名古屋 25651
金	静岡市追手町229	静岡(53) 2661	東京 96449
澤	名古屋市中区白川町1の59	名古屋(231) 3703 - 4705	名古屋 563
名	名古屋市中村区堀内町2の33	名古屋(551) 0127 - 8	名古屋 1
駅	津市京口町1211	津(8) 3366	東京 13149
前	大津市中央1丁目5の2号	大津(2) 2683	京都 18033
駅	京都市中京区河原町通六角下ル京入	京都(22) 4444	京都 20028
駅	大阪市西区土佐堀船町6(肥後橋前)	大阪(443) 2171 - 3	大阪 57561
駅	大阪市北区信保町1の10(天満橋北詰)	大阪(352) 3361 - 2	大阪 63148
駅	神戸市生田区北長狭通5丁目13の9	神戸(34) 0637	神戸 9470
駅	奈良市橘本町36	奈良(2) 6236 - 7	大阪 91807
駅	和歌山市本町1の7	和歌山(22) 7116	大阪 62
駅	鳥取市若桜町39	鳥取(8) 2158	大松江 9035
駅	松江市駿町63	島江(2) 2230	岡山 185
駅	岡山市駅前地下商店街	岡山(23) 7048	岡山 286
駅	広島市織町3番55号(女学院南側)	広島(28) 2868 - 2965	島下関 5654
駅	山口市円政寺42	山口(2) 0582	下関 1047
駅	徳島市紙屋町3の18	徳島(2) 6359	徳島 595
駅	高松市五番町3の5	高松(2) 8945	高松 15399
駅	松山市三番町45	松山(2) 7879	高岡 1678
駅	高知市帝屋町107の6	高知(2) 5866	高岡 8791
駅	福岡市渡辺通5丁目16街区3号	福岡(76) 1151	福岡 1177
駅	佐賀市白山町63	佐賀(3) 3722	福岡 25088
駅	長崎市出島町5番17号	長崎(2) 1413	長崎 1619
駅	熊本市上通町4の57	熊本(53) 0555	熊本 68
駅	大分市都町4丁目1の24号	大分(2) 4308	下関 9230
駅	宮崎市広島通3の12	宮崎(2) 2284	鹿児島 7580
駅	鹿児島市中町12の7号(西本願寺前)	鹿児島(2) 1691	鹿児島 113

定 價 750円

昭和40年12月号

昭和41年1月25日印刷発行

編集及び
印刷

大蔵省印刷局

東京都港区赤坂葵町2

東京(582) 4411(大代表)